

雇用破壊の「働き方改革法案」の強行採決に抗議し、廃案を要求する声明

安倍内閣は、2018年5月25日、多くの労働組合や弁護士・市民団体が反対し、過労死遺族の涙ながらの訴えも踏みにじって、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」（以下「『働き方改革一括法案』と略す）を衆議院厚生労働委員会において強行採決した。私たちは、この暴挙に満身の怒りを以って抗議するものである。

「働き方改革法案」は、その目的を、第一に働き方の改革を推進するため、第二に長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方の実現などとしている。

しかし、その中身は、同一労働でも賃金格差を認める、労働保護法制の対象外を広げる、「非雇用型」の働き手を拡大する、「兼業・副業」を認めて安上がりの働き方を推進するなど、およそ「改革」とは欺瞞であり、文字通り「働かせ方改悪」となっている。また、長時間労働の是正も名ばかりで、むしろ長時間労働を野放にするものといえる。たとえば、時間外労働の上限を月45時間、年間360時間を原則とする一方、繁忙期には特例で年間720時間を認め、2～6カ月の平均で休日労働を含めて月80時間、1カ月では休日労働を含めて月100時間未満の残業を認めている。

これは、政府自身が過労死ラインとする月間残業80時間以上まで合法化することとなり、到底認められない。さらには、海コン労働者も対象とする自動車運転の業務は5年間の適用を猶予後、適用される上限時間を年間960時間以内とし960時間には休日労働も含まれていない。これを年間総拘束時間に置き換えると、現行の改善基準告示と何ら変わらない水準で、運転業務の長時間労働を放置するものとなっている。

私たちは、港湾産別協定で、非正規労働を規制し、労働時間は「8時間拘束、7時間労働、時間外労働月間45時間」と定め、港湾労働者の雇用安定と健康を支える労働時間規制を行っている。政府の強行する「名ばかり改革」によって、港湾労使の長時間労働規制・労働者保護の努力が否定される危険すら感じざるを得ない。

さらには、雇用対策法を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改め、その目的を「労働生産性の向上」としている。この結果、リストラによる人員削減を誘発させ、港湾においては、荷主・ユーザーからの「合理化圧力」を強める結果になることを想起せざるを得ない。加えて、高度プロフェッショナル制度は、年間104日の休日を確実に取得(理論上、連続24日勤務も合法)させれば、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規制を適用除外とするもので、「改革」の名に値しないだけでなく、死ぬまで働けというに等しいと断じざるを得ない。ましてや、この「改革法案」は、ねつ造された労働時間データを使用したもので、法案自体の前提が崩れており、もはや審議に値する法案ではなく、即時撤回すべきである。

以上のことより、私たちは、「働き方改革」一括法案の廃案を強く要求するとともに、多くの労働組合や仲間と連帯して、明るく、安全で将来ある「魅力ある港湾労働」の確立を目指して奮闘する決意である。

2018年5月25日